

奈良市公報

第156号

令和7年11月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
10	17	473	特定生産緑地の指定	都市計画課
10	17	474	奈良市公報号外第26号に掲載	放課後児童育成課
10	20	475	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10	24	476	近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表	住宅課
10	24	477	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
10	24	478	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
10	24	479	道路の位置指定	建築指導課
10	27	480	奈良市営墓地使用者の募集	斎苑管理課
10	28	481	奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領の一部を改正する告示	契約課
10	28	482	入札参加資格審査の申請の期間の決定	契約課
10	28	483	指定福祉避難所の指定	福祉政策課
10	31	484	道路の区域変更	土木管理課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
10	21	19	奈良市公報号外第26号に掲載	企業総務課
10	21	20	奈良市公報号外第26号に掲載	給排水課
10	21	59	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
10	21	60	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
10	21	61	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
10	28	62	奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領の一部を改正する告示	企業総務課
10	30	63	奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示	企業総務課

告

示

奈良市告示第473号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積	指定期限日
224	疋田町二丁目地内	約704㎡	令和17年10月20日

「区域は指定図表示のとおり」

指定図省略

(令和7年10月17日揭示済)

奈良市告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和7年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和7年7月11日 奈良市指令整開 第25A-5号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年10月20日 第1960号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市鳥見町二丁目11番5の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市鳥見町二丁目8番4

百々 季仁

(令和7年10月20日揭示済)

奈良市告示第476号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の規定による令和8年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表する。

令和7年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

名称	位置	床面積 (㎡)	住居番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性 係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	79,500	0.7119
		74.8	3-4号館	79,700	0.7119
		74.8	5-6号館	84,700	0.7119
		39.3	6号館	44,400	0.7119
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	19,700	0.7332
		74.9	1-2号棟	98,300	0.7645
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	80,300	0.7127
		64.2	1-2号棟	69,100	0.7127
		64.5	1-2号棟	69,400	0.7127

		71.9	1-2号棟	77,400	0.7127
		74.6	3号棟	80,400	0.7127
		64.2	3号棟	69,200	0.7127
		64.5	3号棟	69,500	0.7127
		71.9	3号棟	77,500	0.7127
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	74,100	0.7365
		64.5	1-2号棟	64,000	0.7365
		71.2	1-2号棟	70,700	0.7365
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	21,200	0.7166
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	22,200	0.7409
		28.0	141-150	23,100	0.7409
		33.8	151-160	25,700	0.7409
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	126,800	0.7671
		60.7	1-2号棟	109,600	0.7671
		55.3	1-2号棟	107,800	0.7671
		70.1	3号棟	122,300	0.7671
		60.7	3号棟	105,800	0.7671
		55.3	3号棟	105,000	0.7671
		60.1	3号棟	104,900	0.7671
		41.6	3号棟	72,100	0.7671
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	16,100	0.7099
		55.4	143-157	23,000	0.7099
		58.8	158-164	24,200	0.7099
		58.8	165-188	23,600	0.7099
		74.6	1-23	101,900	0.7316
		74.6	24-35	99,400	0.7316
		74.9	36-62	98,800	0.7316
		74.9	63-66	100,400	0.7316
		74.9	67-102	103,300	0.7316
		75.0	103-112	100,700	0.7316
		74.9	113-118	97,000	0.7316
		74.9	119-124	111,100	0.7316
		74.8	125-128	111,700	0.7316
		74.8	129-134	114,000	0.7316
		74.9	137-138	113,700	0.7316
		74.9	135-136	110,200	0.7316
		75.0	139-140	100,600	0.7316
		74.8	141-154	117,800	0.7316
		31.4	1-12	17,600	0.7044
第11号市営住宅	奈良市杏町及び 西九条町三丁目	58.8	79-91	23,500	0.7000
		58.8	92-101	23,900	0.7000
		74.8	1-10	96,300	0.7154
		74.9	25-28	98,500	0.7154
		74.9	11-24	97,600	0.7154
		74.9	29-32	99,100	0.7154
		74.9	33-38	102,000	0.7154

		74.9	39-43	102,000	0.7154
		75.0	44-47	102,400	0.7154
		74.9	48-53	102,200	0.7154
		75.0	54-55	95,500	0.7154
		74.9	56-57	109,400	0.7154
		74.9	58-63	102,600	0.7154
		75.0	64-65	95,100	0.7154
		75.1	66-73	110,100	0.7154
		75.0	74-79	112,400	0.7154
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目	55.4	76-105	24,200	0.7022
		75.0	1-28	101,500	0.7190
		74.9	39-43	99,000	0.7190
		74.9	29-38	99,800	0.7190
		74.8	44-49	97,900	0.7190
		74.9	50-53	98,000	0.7190
		74.9	54-55	99,400	0.7190
		74.9	56-59	102,500	0.7190
		75.0	60-67	99,800	0.7190
		75.0	68-71	100,000	0.7190
		74.9	72-75	97,700	0.7190
		74.9	76-77	110,700	0.7190
		74.7	78-79	115,100	0.7190
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	24,000	0.7000
		58.8	21-30	23,500	0.7000
		74.9	1-8	101,200	0.7154
		75.0	9-14	101,600	0.7154
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	90,000	0.7423
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	28,600	0.7325
		37.6	2号棟	27,000	0.7325
		42.1	3号棟	25,800	0.7325
		38.7	4号棟	23,800	0.7325
		42.3	5-6号棟	26,800	0.7325
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	25,400	0.7099
		74.8	101-404	84,800	0.7119
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	48,100	0.7730
		65.0	5-9号棟	59,000	0.7730
		55.0	5-9号棟	50,000	0.7730
		45.0	5-9号棟	40,800	0.7730
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	54,000	0.7931
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1-20	12,100	0.6844
		31.5	21-36	11,800	0.6844
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1-20	11,100	0.6823
		31.5	21-40	12,100	0.6823
西之阪地区 改良住宅	奈良市油阪町及び西之阪町	47.3	1期	35,100	0.7931
		47.3	2期	35,100	0.7931
		51.1	3期A	48,800	0.7931

		51.1	3期B	48,800	0.7931
横井地区 改良住宅	奈良市横井一丁目及び 横井二丁目	80.0	1	33,900	0.7092
		80.0	4, 5, 10, 11	36,700	0.7092
		80.0	6-8, 13-22	37,300	0.7092
		80.0	2	35,000	0.7083
		80.0	3	36,700	0.7083
		80.0	9, 12	37,300	0.7083
		80.0	23, 26-32	34,000	0.7092
		80.0	24, 25	34,000	0.7083
		80.0	34, 36, 41, 45, 48-51	34,700	0.7092
		80.0	35, 37-39, 43, 46, 52-57, 59-65	35,200	0.7092
		80.0	44, 47	34,700	0.7083
		80.0	33, 40, 58	35,200	0.7083
		80.0	88	32,300	0.7092
		80.0	83	32,800	0.7092
		80.0	89, 91	33,400	0.7092
		80.0	66, 70, 78, 87, 99	34,000	0.7092
		80.0	67, 69, 71, 72, 74, 76, 77, 79, 84-86, 90, 92, 94-98	34,500	0.7092
		80.0	73, 82, 93	34,000	0.7083
		80.0	68, 75, 80, 81	34,500	0.7083
		80.0	105, 106, 108, 111	51,100	0.7092
		80.0	100-103, 109-115	51,700	0.7092
		80.0	104	51,100	0.7083
		80.0	107	51,700	0.7083
		80.0	207, 212, 213, 215	56,300	0.7092
		80.0	201, 203, 204, 206, 209-211, 214, 216, 217	56,800	0.7092
		80.0	208	55,100	0.7083
		80.0	202	56,300	0.7083
		80.0	205	56,800	0.7083
		80.0	224	58,600	0.7092
		80.0	221	59,800	0.7092
		80.0	218-220, 222, 223	60,300	0.7092
		80.0	225	60,300	0.7083
		80.0	226, 227	63,000	0.7092
横井地区 小集落改良住宅	奈良市横井一丁目、横 井二丁目及び横井五丁 目	80.0	132, 133	49,400	0.7092
		80.0	116-127, 129-131, 134, 135	51,700	0.7092
		80.0	128	51,700	0.7083
		80.0	136-139, 141	51,000	0.7092
		80.0	140	51,000	0.7083
		80.0	143-153	52,400	0.7092

		80.0	154	52,400	0.7083
		80.0	158,159	52,600	0.7092
		80.0	155-157, 161, 162	53,100	0.7092
		80.0	160	53,100	0.7083
		80.0	163, 167-172, 176-178	52,300	0.7092
		80.0	166	51,800	0.7083
		80.0	164, 165, 173-175	52,300	0.7083
		80.0	181-186	53,000	0.7092
		80.0	179	52,500	0.7083
		80.0	180	53,000	0.7083
		80.0	187-190	60,300	0.7092
		80.0	191, 193, 195, 196	58,800	0.7092
		80.0	192	58,300	0.7083
		80.0	194	58,800	0.7083
横井地区 店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	120.0	3	69,900	0.7092
		120.0	1, 4	70,500	0.7092
		120.0	2	70,500	0.7083
		120.0	5, 6	72,500	0.7092
		120.0	7-9	74,000	0.7083
		124.6	10	89,000	0.7092
古市地区 小集落改良住宅	奈良市古市町	81.0	4	55,100	0.7316
		81.0	1-3, 5, 6	55,800	0.7316
		81.0	20	57,100	0.7316
		81.0	7-14, 19, 25, 26, 39, 40	57,700	0.7316
		81.0	27-36	58,400	0.7316
		81.0	41, 43-45	60,500	0.7316
		81.0	46, 47	64,700	0.7316
		83.7	102-109	69,400	0.7316
		82.1	48-71	65,100	0.7316
		82.1	110-113	67,800	0.7316
		82.1	72-79, 82-101	65,500	0.7316
		82.1	15-17	63,300	0.7316
		82.1	18	63,900	0.7316
		82.1	21, 22	65,800	0.7316
		82.1	114-119	65,800	0.7316
		82.1	128, 129	66,600	0.7316
		82.1	124-127	66,600	0.7316
		82.1	132, 133	67,800	0.7316
		82.1	140, 141	67,800	0.7316
		82.1	80, 81	67,800	0.7316
		82.1	136, 137	68,400	0.7316
		82.1	122, 123	67,800	0.7316
		82.1	138, 139	69,900	0.7316
		82.1	143, 144	66,700	0.7316

		82.1	134, 135	66, 700	0.7316
		82.1	130, 131	68, 400	0.7316
		82.1	145-148	68, 400	0.7316
		82.1	120, 121	67, 500	0.7316
		82.1	149, 150	68, 200	0.7316
		82.1	151, 152	68, 200	0.7316
畑中地区 小規模改良住宅	奈良市船橋町	77.8	101-404	95, 900	0.7739
第1号 コミュニティ住宅	奈良市三条本町	53.9	109-116～609-616	65, 000	0.8261
		65.4	上記以外 6F まで	78, 900	0.8261
		74.7	701-1319	90, 300	0.8261
第2号 コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	74.6	1期 301-403	79, 300	0.7119
		66.1	1期 101, 104, 201, 204	70, 200	0.7119
		46.3	1期上記以外	49, 200	0.7119
		74.6	2期 301-403	82, 500	0.7119
		66.1	2期 101, 104, 201, 204	73, 100	0.7119
		46.3	2期上記以外	51, 200	0.7119
		74.6	3期下記以外	80, 600	0.7119
		66.1	3期 102, 202, 302, 402	71, 300	0.7119
西之阪地区 改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	23.6	1-3, 5-8, 10-14	19, 500	0.7918
		22.0	15-17, 19, 23	12, 500	0.7918
		22.0	25	15, 400	0.7918
		22.0	26-27	22, 000	0.7918
		28.0	24	21, 000	0.7918
		28.0	25	21, 500	0.7918
		28.0	27	23, 500	0.7918
横井地区改良店舗	奈良市横井二丁目	55.0	1	28, 800	0.7083

(令和7年10月24日掲示済)

奈良市告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
衣川薬局	奈良市西大寺南町 1-17	令和7年 8月31日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁目 3-11	令和7年 5月10日

(令和7年10月24日掲示済)

奈良市告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
衣川薬局	奈良市西大寺南町1番17号西田ビル1階	令和7年 9月1日
西大寺吉野歯科矯正歯科クリニック	奈良市西大寺栄町3番20号2階	令和7年 10月1日

(令和7年10月24日揭示済)

奈良市告示第479号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和7年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	大阪府八尾市光南町一丁目2番9号
申請者氏名	有限会社シティ建設 代表取締役 岡田 義太
道路の位置	奈良市西大寺新池町1825番3の一部
道路の幅員	最大6.02m 最小6.02m
道路の延長	35.21m
指定年月日	令和7年10月24日
指 定 番 号	第R0520号

(令和7年10月24日揭示済)

奈良市告示第480号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

令和7年10月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 申込み・受付

(1) 募集区画

①寺山霊苑 38区画（A東募集区15区画、A西募集区22区画、C西募集区1区画）

②七条町南山墓地 4区画

(2) 募集内容

ならしみんだより11月号及び奈良市ホームページに掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、斎苑管理課、各出張所、各行政センター及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

※申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込方法

ア 電子メールによる申込みの場合

申込期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月26日（水）まで【必着】

送 信 先：奈良市役所 市民部 斎苑管理課【E-mail:saienkanri@city.nara.lg.jp】

必要な物：奈良市営墓地使用申込書

イ 送付による申込みの場合

申込期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月26日（水）まで【必着】

送 付 先：奈良市役所 市民部 斎苑管理課

必要な物：奈良市営墓地使用申込書、受付控送付用110円切手1枚、抽選結果送付用110円切手1枚

ウ 持参による申込みの場合

申込期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月26日（水）まで
（土日祝日を除く平日の午後0時から午後1時までを除く。）

申込場所：奈良市役所 斎苑管理課（奈良市役所中央棟3階）

必要な物：奈良市営墓地使用申込書、抽選結果送付用110円切手1枚

(5) 注意事項

ア 持参による申込みの場合、内容確認をすることがありますので、内容の分かる方が来庁してください。

イ 世帯主名で申し込んでください。

ウ 第2希望のある方は、申込書の第2希望欄に墓地の区画番号をご記入ください。
（抽選会にて、第1希望の墓地を抽選後、第2希望の墓地が空いていれば抽選を行います。）

エ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

オ 申込み状況の問合せについては原則お答えできません。

カ 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

キ 当選後の辞退は特別な理由がない限り認めません。

※申込みに当たり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

2 公開抽選（申込者多数の場合）

(1) 抽選日時

令和7年12月1日（月）午前10時から

(2) 抽選場所

奈良市役所中央棟4階 401会議室

(3) 抽選結果について、持参、送付による申込みの場合は封書で通知し、電子メールによる申込みの場合は電子メールで返信します。

(4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

(1) 申請期間

令和7年12月19日（金）まで（土日祝日を除く平日のみ）

(2) 申請時間

午前9時00分から午後4時30分まで（午後0時から午後1時までを除く。）

(3) 送付・申請場所

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 斎苑管理課（奈良市役所中央棟3階）

(4) 送付の場合

当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの）、本人確認書類（申込者本人のマイナンバーカード、運転免許証等の写し）を、同封し、上記送付・申請場所宛てに送付してください。

(5) 持参の場合

当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの）、本人確認書類（持参者のマイナンバーカード、運転免許証等）を、上記送付・申請場所に持参してください。

(6) 資格審査を行い、墓地使用料の納付を確認した後、墓地使用許可書を送付します。

4 墓地使用料の払込み

(1) 納付期限

令和8年1月14日（水）まで

(2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書を送付又はお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。

(3) 納付期限までに使用料を納付されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用開始

令和8年2月1日（日）から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市役所 斎苑管理課 0742-34-3502（ダイヤルイン）

(令和7年10月27日揭示済)

奈良市告示第481号

奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領の一部を改正する告示

奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領（令和5年奈良市告示第524号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号①中「偶数年」を「奇数年度」に改め、同号②中「奇数年」を「偶数年度」に改める。

第4条第4項中「申請者に通知する」を「奈良市ホームページに公表する」に改める。

第5条中「書面により」を削る。

附 則

この告示は、令和7年10月28日から施行する。

(令和7年10月28日揭示済)

奈良市告示第482号

奈良市建設工事等入札参加の資格等に関する要領（令和5年奈良市告示第524号）第3条第2項の規定により、入札参加資格審査の申請の期間を定めたので、次のとおり告示する。

令和7年10月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

定期申請及び追加申請の期間

令和7年11月6日から令和8年1月31日まで

(令和7年10月28日揭示済)

奈良市告示第483号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により、指定福祉避難所を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7年10月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定福祉避難場所

奈良市総合福祉センター

2 所在地

奈良市左京五丁目3番地の1

3 指定年月日

令和7年10月28日

4 指定の対象者

障害者

(令和7年10月28日揭示済)

奈良市告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	北部第1号線	高畑町1287番2地先から高畑町1402番1地先まで	前	2.5	8.0	
			後	0	0	

(令和7年10月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 59 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 21 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社尾田組	代表取締役 尾田 安信	奈良市高畑町 738 番地の 2	令和 7 年 10 月 9 日

(令和 7 年 10 月 21 日揭示済)

奈良市企業局告示第 60 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 21 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ヤブウチ建設株式会 社	代表取締役 藪内 慎太郎	奈良市六条二丁目 5 番 19 号	令和 7 年 10 月 10 日

(令和 7 年 10 月 21 日揭示済)

奈良市企業局告示第 61 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 21 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
平山設備	代表 平山 智也	奈良市芝・町二丁目 8-31	令和 7 年 10 月 7 日

(令和 7 年 10 月 21 日揭示済)

奈良市企業局告示第 62 号

奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 10 月 28 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領の一部を改正する告示

奈良市企業局建設工事等入札参加の資格等に関する要領（令和 5 年奈良市企業局告示第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号①中「偶数年」を「奇数年度」に改め、同号②中「奇数年」を「偶数年度」に改める。

第 4 条第 4 項中「申請者に通知」を「奈良市企業局ホームページに公表」に改める。

第 5 条中「書面により」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 28 日から施行する。

(令和 7 年 10 月 28 日揭示済)

奈良市企業局告示第 63 号

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月30日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱（平成14年奈良市水道局告示第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第5条中「供する」の次に「又は公表の内容を企業局ホームページに掲載する」を加え、同条第1号中「閲覧期間」を「閲覧又は掲載期間」に改め、同号ただし書中「、」の次に「閲覧については、」を加え、同条第2号中「午前8時30分から午後5時15分」を「午前9時から午後5時」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	公表事項	様式	公表の時期	公表の場所
一般競争入札	1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格	入札公告文	入札の公告後	企業局ホームページ
	2 入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由	入札参加申請業者一覧表（別記第1号様式）	開札後	入札主管課
	3 入札者（総合評価一般競争入札の入札者を除く。）の商号又は名称及び入札金額	開札録	開札後	企業局ホームページ
	4 落札者の商号又は名称及び最低制限価格又は調査基準価格並びに落札金額	開札録	落札後	企業局ホームページ
	5 予定価格及び最低制限基準価格、最低制限モデル型算出価格又は調査基準モデル型算出価格	入札公告文	入札の公告後	企業局ホームページ
	6 自治令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	企業局ホームページ
	7 自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	開札録	落札後	企業局ホームページ
	8 契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約内容調書（別記第3号様式）	契約締結後	工事主管課
	9 公共工事の名称、場所、種別及び概要	契約内容調書	契約締結後	工事主管課

	10 工事着手の時期及び工事完成の時期	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	11 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	12 総合評価一般競争入札を行った場合における入札者の商号又は名称及び入札金額	開札調書（別記第3号様式の2）	開札後	入札主管課
	13 総合評価一般競争入札を行った場合における当該総合評価一般競争入札を行った理由	入札公告文	入札の公告後	企業局ホームページ
	14 総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準	入札説明書	入札の公告後	企業局ホームページ
	15 総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第167条の10の2第1項の規定により価格その他の条件が企業局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	企業局ホームページ
	16 総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第167条の10の2第2項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が企業局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	企業局ホームページ
指名競争入札	1 指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由	指名業者一覧表（別記第4号様式）	落札後	入札主管課
	2 入札者（総合評価指名競争入札の入札者を除く。）の商号又は名称及び入札金額	開札録	落札後	企業局ホームページ
	3 落札者の商号又は名称及び最低制限価格又は調査基準価格並びに落札金額	開札録	落札後	企業局ホームページ
	4 予定価格及び最低制限基準価格、最低制限モデル型算出価格又は調査基準モデル型算出価格	指名通知書	指名通知後	入札主管課
	5 自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10第1項の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	企業局ホームページ
	6 自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称	開札録	落札後	企業局ホームページ
	7 契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約内容調書	契約締結後	工事主管課

	8 公共工事の名称、場所、種別及び概要	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	9 工事着手の時期及び工事完成の時期	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	10 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	11 総合評価指名競争入札を行った場合における入札者の商号又は名称及び入札金額	開札調書	開札後	入札主管課
	12 総合評価指名競争入札を行った場合における当該総合評価指名競争入札を行った理由	指名通知書	指名通知後	入札主管課
	13 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第3項により規定する落札者決定基準	入札説明書	指名通知後	入札主管課
	14 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項の規定により価格その他の条件が企業局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	企業局ホームページ
随意契約	15 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第2項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が企業局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	企業局ホームページ
	1 契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	2 公共工事の名称、場所、種別及び概要	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	3 工事着手の時期及び工事完成の時期	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	4 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
契約金額の変更を伴う契約の変更	5 契約の相手方を選定した理由	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	1 公共工事の名称、場所、種別及び概要	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	2 工事着手の時期及び工事完成の時期	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	3 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
	4 変更の理由	契約内容調書	契約締結後	工事主管課

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (別表関係)

開札調書

1 件 名

2 入札の種類

予 定 価 格 (消費税及び地方消費税除く。)	千円
最低制限基準価格 (消費税及び地方消費税除く。)	千円
最低制限価格 (消費税及び地方消費税除く。)	千円
最低制限価格算出割合	%

入札者の商号又は名称	第1回入札金額		入札者の商号又は名称	第1回入札金額	
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

--

年 月 日 時 分 入札室において執行	開札事務執行者 開札事務従事者
--	--------------------

附 則

この告示は、令和7年10月30日から施行する。

(令和7年10月30日揭示済)